

平成 23 年 11 月 4 日

宮城県公報第 2304 号別冊

変更に係る区画漁業権の免許の内容たるべき事項等

宮城県公報第 1962 号別冊（定置漁業権及び区画漁業権の免許の内容たるべき事項等）に記載されているもののうち、公示番号が区第 2529 号、区第 2532 号、区第 2622 号から区第 2624 号まで、区第 2629 号から区第 2633 号まで、区第 2648 号、区第 2651 号、区第 2660 号から区第 2662 号まで及び区第 3365 号に係るものを次のとおり変更した。

公示番号	免 許 の 内 容 た る べき 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時間	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2529号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市鶴川浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市鶴川浜港南防波堤角に設置した標柱 ア 基点甲から 255度30分 490 メートルの点 イ 基点甲から 260度 480 メートルの点 ウ 基点甲から 244度30分 710 メートルの点 エ 基点甲から 248度30分 710 メートルの点	漁場ウの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならな い。(光達距離3キ ロメートル以上)	石巻市鶴川浜	平成24年2月7日から 平成25年8月31日ま で
区第2532号		のり養殖業 ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市十八成 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市網地浜釜ヶ崎北端 ア 基点甲から 23度30分 2,030 メートルの点 イ 基点甲から 27度30分 2,240 メートルの点 ウ 基点甲から 34度 2,200 メートルの点 エ 基点甲から 36度30分 2,470 メートルの点 オ 基点甲から 58度30分 2,540 メートルの点 カ 基点甲から 61度30分 2,420 メートルの点	漁場アの位置に夜間 識別可能な標識を設置 しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して, 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定した 漁場管理規程を定めなければ ならない。 (2)漁が行う調査に協力しなけ ればならない。	石巻市十八成浜	
区第2622号		種がき垂下式養殖 業 わかめ養殖業	7月1日から9月 30日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市獨崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 13度30分 2,370 メートルの点 イ 基点甲から 1度 2,670 メートルの点 ウ 基点甲から 351度 3,070 メートルの点 エ 基点甲から 352度30分 3,190 メートルの点 オ 基点甲から 14度 2,490 メートルの点	漁場ア、イ、ウの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。	石巻市福貴浦、鹿 立	
区第2623号		種がき垂下式養殖 業 わかめ養殖業	7月1日から9月 30日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市福貴浦 鹿立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 37度30分 2,300 メートルの点 イ 基点甲から 38度 2,190 メートルの点 ウ 基点甲から 26度30分 2,220 メートルの点 エ 基点甲から 16度 2,330 メートルの点 オ 基点甲から 16度30分 2,410 メートルの点	漁場オ、ウ、エの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。		
区第2624号		種がき垂下式養殖 業 わかめ養殖業	7月1日から9月 30日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市福貴浦 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニ鬼城崎灯台 ア 基点甲から 40度 2,300 メートルの点 イ 基点甲から 48度30分 2,360 メートルの点 ウ 基点甲から 49度 2,250 メートルの点 エ 基点甲から 40度30分 2,200 メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。		
区第2629号		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市獨崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市獨崎大室崎北端(ホラガサキ) ア 基点甲から 344度 1,490 メートルの点 イ 基点甲から 334度 1,070 メートルの点 ウ 基点甲から 300度30分 1,430 メートルの点 エ 基点甲から 303度 1,790 メートルの点 オ 基点甲から 318度30分 1,670 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。	石巻市侍浜、月 浦、折浜、荻浜、 桃浦	

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁獲区域			
区第2630号	第1種 区画漁業	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 336度30分 2,130 メートルの点 イ 基点甲から 344度30分 1,570 メートルの点 ウ 基点甲から 317度30分 1,770 メートルの点 エ 基点甲から 301度30分 1,890 メートルの点 オ 基点甲から 302度30分 2,000 メートルの点	漁場ア、イ、エ、オ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。	石巻市侍浜、月 浦、折浜、萩浜、 桃浦	平成24年2月7日から 平成25年8月31日ま で
		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで		次の点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 333度30分 2,470 メートルの点 イ 基点甲から 336度 2,180 メートルの点 ウ 基点甲から 302度30分 2,040 メートルの点 エ 基点甲から 304度30分 2,460 メートルの点	漁場ア、ウ、エの位 置に夜間識別可能な 標識を設置しなけれ ばならない。(エの み光達距離3キロ メートル以上)		
区第2632号	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点甲 石巻市大室崎防波堤基部 ア 基点甲から 328度 2,730 メートルの点 イ 基点甲から 325度30分 2,630 メートルの点 ウ 基点甲から 312度 2,630 メートルの点 エ 基点甲から 299度 2,770 メートルの点 オ 基点甲から 305度30分 3,270 メートルの点 カ 基点甲から 315度30分 3,010 メートルの点 キ 基点甲から 321度 2,890 メートルの点	漁場イ、ウ、エ、オ、 カ、キの位置に夜間 識別可能な標識を設 置しなければならな い。(エのみ光達距 離3キロメートル以 上)			
		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで					
区第2633号	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市狐崎浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市狐崎大室崎北端(ホラガサキ) ア 基点甲から 297度30分 1,480 メートルの点 イ 基点甲から 283度 2,070 メートルの点 ウ 基点甲から 296度30分 2,590 メートルの点 エ 基点甲から 304度 2,480 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ の位置に夜間識別可 能な標識を設置しな ければならない。 (イ、ウのみ光達距 離3キロメートル以 上)			
		かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで					
区第2648号	かき垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市小竹浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 石巻市小竹浜弁天島防波堤基部 ア 基点甲から 59度30 分 240 メートルの点 イ 基点甲から 77度30 分 1,260 メートルの点 ウ 基点甲から 105度 1,640 メートルの点 エ 基点甲から 118度 1,310 メートルの点 オ 基点甲から 140度 1,080 メートルの点 カ 基点甲から 126度30 分 530 メートルの点	漁場イ、ウ、エ、オ、 カの位置に夜間識別 可能な標識を設置し なければならない。 (オのみ光達距離3 キロメートル以上)	石巻市小竹浜		

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域			
区第2651号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市佐須浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、タ、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波佐須浜防波堤端 ア 基点甲から 136度30分 480 メートルの点 イ 基点甲から 168度 890 メートルの点 ウ 基点甲から 172度30分 1,180 メートルの点 エ 基点甲から 178度 1,360 メートルの点 オ 基点甲から 191度 1,260 メートルの点 カ 基点甲から 206度 80 メートルの点 キ 基点甲から 123度 210 メートルの点 タ 基点甲から 136度30分 350 メートルの点 ケ 基点甲から 132度 330 メートルの点	漁場オ、カの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(オのみ光 達距離3キロメート ル以上)	石巻市佐須浜	平成24年2月7日から 平成25年8月31日ま で
		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで					
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで					
区第2660号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市佐須浜 尾崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市渡波尾崎灯台 ア 基点甲から 181度30分 90 メートルの点 イ 基点甲から 156度 390 メートルの点 ウ 基点甲から 170度30分 400 メートルの点 エ 基点甲から 218度 150 メートルの点	漁場ウ、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(光達距離 3キロメートル以上)	石巻市佐須浜	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで					
区第2661号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市田代浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜大泊港防波堤灯台 ア 基点甲から 84度30分 550 メートルの点 イ 基点甲から 124度 990 メートルの点 ウ 基点甲から 168度30分 830 メートルの点 エ 基点甲から 168度30分 150 メートルの点	漁場ア、イの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。(光達距離 3キロメートル以上)	石巻市田代浜	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで					
区第2662号		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市田代浜 鵜巣崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点甲 石巻市田代浜ニギシロ崎 ア 基点甲から 293度30分 460 メートルの点 イ 基点甲から 263度 280 メートルの点 ウ 基点甲から 245度30分 780 メートルの点 エ 基点甲から 263度 850 メートルの点	漁場ア、エの位置に 夜間識別可能な標識 を設置しなければな らない。	石巻市田代浜	
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで					
区第3365号		のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	塙釜市浦戸 桂島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点甲 塙釜市浦戸桂島漁港西側護岸角 ア 基点甲から 265度 1,290 メートルの点 イ 基点甲から 278度30分 1,360 メートルの点 ウ 基点甲から 301度30分 1,300 メートルの点 エ 基点甲から 307度 1,270 メートルの点 オ 基点甲から 327度30分 1,110 メートルの点 カ 基点甲から 310度30分 210 メートルの点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ の位置に夜間識別可能な黄色 の標識を設置しなければなら ない。(光達距離2キロメー トル以上)	塙釜市浦戸、野々 島、桂島、石浜	
		かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで					
		わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで					